

# 唐津市立久里小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改訂

## 1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このことから、本校は、これまでの、①いじめ未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、唐津市立久里小学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ・ すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにすること。
- ・ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、県、市、地域住民、家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、「どの子どもにも、どの学級でも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 3 いじめ防止等のための指導体制・組織

### (1) 校内いじめ問題対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、関係学級担任等で構成し、いじめの覚知を受けた場合など、必要に応じて開催する。

### (2) いじめ防止対策委員会

「唐津市立小中学校いじめ防止対策委員会設置要綱」に基づき、校長、教頭及び校長の推薦により教育長が委嘱する委員で構成し、委員長が招集した場合に開催する。

### (3) 拡大いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係学級担任、いじめ防止対策委員会委員、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための拡大いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。

### (4) 生活指導協議会

全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る協議会を月に一度開催する。

## 4 いじめ未然防止の取組

### (1) 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「なかよしアンケート」やQ-U検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、また、支持的風土を醸成し、よりよい学級経営に努める。
- ・ 児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 道徳科の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

- ・ Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ 毎月の「なかよしアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・ スクールカウンセラー来校時に相談できる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

### (4) 縦割り班活動の実施

- ・ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・ 全校児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 鬼塚小学校、鬼塚中学校及びくりのみ保育園と情報交換や交流を行う。

## 5 いじめ早期発見の取組

### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市関係部局、教育委員会、鬼塚小・鬼塚中学校や青少年支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

### (2) 「なかよしアンケート」の実施

毎月第一週目に、「なかよしアンケート」を実施する。また、「なかよしアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

### (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 6 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

- ・ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### (2) 重大事態への対応

#### 【重大事態】

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

- ・ 重大事態が発生した旨を、唐津市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 唐津市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7 いじめ再発防止の取組

「いじめはどの子どもにも、どの学級でも起こりうる」ということを、全ての教師が共通に認識し、いじめ問題に対して学校として組織的な対応ができるようにする。いじめ予防や再発防止に向けて、いじめ問題にかかわる事例研究会を定例化し、複数の教師で子どもを見るために交換授業や合同授業を推進するなど指導體制の整備に努める。

### (1) 事例研究の定例化

いじめ問題の事例を学校の教師全体で話し合い、率直な意見交換をし、対策を協議することは、実際のいじめ事象があったときに学校を挙げて即座に対応するのに効果的である。いじめ問題にかかわる事例研究を定例化して、生活部が会の運営を企画する。過去に新聞報道されたような深刻ないじめ事象をも取り上げたりするなど、内容を工夫する。

### (2) 複数の教師で子どもを見る指導體制の構築(交換授業、合同授業の実施)

一人の児童を複数の教師で見て多面的に情報を収集するとともに、児童の人間関係を客観的に把

握しなければならない。そこで、場に応じて音楽や体育等の授業の交換授業や特別活動等の合同授業を採り入れ、合同授業における児童についての状況を必ず話題にするようにして、いじめの問題の解消に資する。

## 8 職員研修

学校において、児童が安心・安全に学ぶことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見と迅速かつ適切な対応のあり方について理解を深めるとともに、子どもと子どもがつながる人間関係づくりや集団づくりの活動を基盤として、一人一人の子どもたちが生き生きと輝けるよう、年間計画に位置付け、計画的に研修会を行う。

## 9 取組体制の点検及び評価について

### (1) 現状の指導体制の点検・評価

学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検・評価を行う。毎年度、いじめに関する統計、分析を行い、これに基づいた対応をとる。

### (2) 学校評価の活用

学校評価項目「いじめ問題への対応」の取組内容・成果指標・具体的取組について、中間評価、最終評価を行い、学校評議員会でも審議する。その結果を受け、次年度の取組の改善に生かす。